

# 第36回岩泉町農業委員会総会会議録

令和2年6月23日

岩泉町農業委員会

## 第36回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年6月23日 午前9時55分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
  - 2、挨 拶
  - 3、議事録署名委員指名
  - 4、会議書記の指名
  - 5、議 事
    - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 6、そ の 他
  - 7、閉 会

出席委員（6名）

1番 早川ケン子 委員  
3番 工藤 幸雄 委員  
6番 佐藤 安美 委員

2番 三田地泰正 委員  
4番 武田 健 委員  
7番 合砂 哲夫 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員

佐々木喜道 委員  
立花 春男 委員  
箱石 善一 委員  
上川 富久 委員

小野寺則利 委員  
竹花 和彦 委員  
川端 光江 委員

出席した職員

局 長 佐々木修二  
副 主 幹 八重樫泰長

局長補佐 佐藤 太一

## ◎開 会

(午前9時55分)

佐々木事務局長 皆さん、おはようございます。ご案内の時間の若干前でございますけれども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第36回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、1番、早川ケン子委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございます。

---

## ◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。第36回の農業委員会総会開催しましたところ、非常に忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、第36回ということになりますと、今期任期の最後の総会ということでございます。3年間、大変ご苦労さまでございました。

また、最適化推進委員の皆さんにおかれましても、非常にご苦労さまでございました。任期を終えて、今回でやめるという方もございますが、非常に3年間ということで、初めての活動であったわけでございますが、また来月から行っていただける方々もあろうかと思っておりますので、その方はまたひとつよろしくお願いいたしますと思っております。

また、コロナ関係で非常にいろんな会合等もなくなったり、活動ができないことも多々あったわけでございますが、ようやく見通しが出てきたようでございますけれども、まだまだ心配されています。

そういった中で、農産物等の価格等にも大変影響が出てきております。一方、スーパーだけは売上げが非常に伸びておるのだそうでございます。特にスーパーでは加工食品の食肉関係、畜産の肉関係が多く売れておるということでございますが、しかし肉の値段等については依然としてなかなか回復してこないのが現実でございます。

そういった中ではございますが、これからいろいろな今後の打撃がどうなるのかという心配される中でございますが、ひとつ農業委員会の活動につきましてもこれまで以上に明るい見通しを持って活動していただきたいなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

本日は、農業委員会につきましては第3条、第5条の規定による許可申請でございます。ひとつ皆さんからご忌憚のないご意見を出していただいて審議してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

佐々木事務局長 ありがとうございます。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり議事を進行することになっておりますので、以降の進行につきましては合砂会長にお願いしたいと思います。

---

#### ◎会議成立宣言

議長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第36回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

議案は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### ◎議事録署名委員指名

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員に2番、三田地委員、3番、工藤委員を指名いたします。

---

#### ◎会議書記指名

議長 次に、会議書記の指名を行います。

本総会の会議書記に八重樫副主幹を指名いたします。

## ◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、売買による農地の取得に関するもの1件でございます。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、よろしく願いたします。座って説明させていただくことをお許しいたします。

それでは、説明いたします。1ページ目をお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。令和2年6月23日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号1、申請人の住所、氏名、譲受人、※※※※※※※※※※、※※※※、譲渡人、※※※※※※※※※※、※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※、※※※※、※※※の3筆です。台帳地目、現況は、3筆ともに畑で、3筆の合計面積は※※※m<sup>2</sup>です。耕作状況は、不耕作です。移転の事由です。譲受人は、経営規模拡大のため農地を取得する。譲渡人は、耕作希望者へ農地を譲り渡す。契約の内容は、売買による所有権移転です。経営の状況は記載のとおりです。

2ページ目をお開き願います。許可基準審査票です。1の当事者の氏名から3、移動する権利の種類までは、記載のとおりです。

続きまして、農地法第3条第2項の審査内容ですが、第1号につきましては、農地として利用することから、耕作目的による権利取得に該当しないため、問題はありません。

第2号は、法人ではないため、該当しません。

第3号は、信託の引受けではないため、該当しません。

第4号につきましては、兼業従事者2名となり、当該申請地で山菜の栽培を行う計画であることから、従事日数は十分に確保できるものと判断しましたので、問題はありません。

第5号は、譲受人は既に10a以上農地を所有しており、今回の許可申請を含め下限面積の基準を満たしているので、問題はありません。

第6号は、所有権を有するための売買であるため、該当しません。

第7号につきましては、地域の農業者であり、地域と協力して効率的に営農することとしているため、問題はありません。

よって、農地法第3条第2項に定める禁止事項に全て該当しないため、許可できる内容となっております。

3ページには現況図を添付しております。現地確認につきましては、6月11日に早川ケン子農業委員と農地利用最適化推進委員の立花春男委員にお願いして実施しており、両者からは申請内容、営農計画は問題ないとのこと意見を頂戴しております。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(ありませんの声)

議長 これより質疑に入りますが、委員の皆様申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いいたします。

続きまして、推進委員に申し上げますが、推進委員も現地調査の有無にかかわらず全ての議案の質疑において発言することができますので、発言の際は座席の名札に記載されている番号を言ってから発言をお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 なければ、質疑なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、※※※※※・※※※※移転建設に関するもの1件、自宅新築に関するもの1件、無線基地局建設工事に関するもの3件の合計5件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、座って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明いたします。4ページ目をお開きください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により下記農地の申請があったので、審議を求める。令和2年6月23日提出、岩泉町農業委員会長、合砂哲夫。

審議番号1です。申請人の住所、氏名、譲受人、※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※、※※※、譲渡人、※※※※※※※※※※※※※、※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※※※※※※※※、台帳地目、現況地目は畑で、面積は※㎡で、耕作状況は野菜類です。

転用の事由、平成28年台風第10号の豪雨災害による河川復旧工事に係る※※※※※・※※※※の併設移転建設用地とするもので、永久転用です。契約の内容は賃貸借で、施設の規模は近隣の土地を含めた施設であることから、参考にそれを含めた施設面積として※※※・※※※※の併設計画面積が※※㎡、駐車場、通路が※※㎡で、合計※※※㎡です。

なお、当該施設は※※※※※と※※※※※が併設となりますが、事業費の負担は、※※※は※※※※※が負担し、土地の造成及び※※※※※については※※※が負担することを申し添えます。

次に、6ページ目をお開き願います。許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は、記載のとおりです。

5の用地選定当否ですが、農業振興地域ですが、農用地区域外であり、周囲は畑、宅地に囲まれた小集団で生産力が低い農地であると判断されます。したがって、転



用による周囲への支障を及ぼすおそれがないと思われることから、許可できるもの  
でございます。

6の申請目的の確実性ですが、工事計画は令和2年7月から令和2年12月までと  
なっており、資金計画については物件移転補償契約書の写しが添付されており、計  
画に見合う資金の裏づけがあることから、確実性はあると判断しました。

7の計画面積ですが、施設内の配置内容と事業計画書の内容から、転用面積は適  
当であると判断しました。

8の位置につきましては、周囲の状況は畑、道路、宅地となっておりますが、周  
辺農地の営農に支障がない計画であることから、位置的な問題はないと判断しまし  
た。

7ページには現況図、8ページには配置図、9ページには平面図をそれぞれ添付  
しております。

なお、現地確認は6月11日に農地利用最適化推進委員の佐々木喜道委員、小野寺  
則利委員にお願いして実施しており、両者からは問題ないとのご意見を頂戴して  
おります。

4ページ目にお戻りください。審議番号2、申請人の住所、氏名、譲受人、※※  
※※※※※※※※※※※※、※※※※、譲渡人、※※※※※※※※※※※※、※※※。  
土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※※※、台帳地目は畑で、  
面積は※m<sup>2</sup>です。耕作の状況は、不耕作です。

転用の事由ですが、県の二級河川小本川河川激甚災害対策特別緊急事業による住  
居の移転建築用地での永久転用です。契約の内容は、贈与です。施設の内訳は、住  
宅敷地が※m<sup>2</sup>で、そのうち住宅建築面積が※近家※m<sup>2</sup>、通路は※※m<sup>2</sup>、のり面※m<sup>2</sup>、  
合計※m<sup>2</sup>です。

次に、10ページをお開きください。審議番号2の許可審査票です。1の申請人か  
ら4の転用目的は、記載のとおりです。

5の用地選定の可否ですが、申請農地は周囲を道路、宅地、畑に囲まれた地域に  
介在しており、小集団の生産性の低い農地であることから、農用による農地への影  
響はないと思われることから、基準上問題ないと判断しました。

6の申請目的の確実性ですが、申請者は岩手県と二級河川小本川河川激甚災害対  
策特別緊急事業による土地及び住家のかさ上げについての費用負担契約を締結して  
おり、その契約書の写しを添付していただいております。よって、計画に見合った  
資金の裏づけがあることから、目的実現の確実性はあると判断しました。

11ページに現況図、12ページに配置図、13ページに平面図をそれぞれ添付して  
おります。

なお、現地確認は6月11日に農地利用最適化推進委員の竹花和彦推進委員と箱石  
善一推進委員にお願いして実施しておりました。お二人からは、計画内容から見て  
転用は問題ないとのご意見を頂戴しております。

恐れ入りますが、5ページをお開きください。審議番号3、申請人の住所、氏名、

譲受人、※※※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※※※※※※※※※※※、土地の表示、所在地番、地目、面積、※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※、地目は牧場※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※m<sup>2</sup>のうち※※※※※※m<sup>2</sup>です。耕作状況は、採草放牧地です。

転用の事由、携帯電話の無線基地局建設工事用の作業場及び資材置場等用地の一時転用で、事業終了後には農地に復旧するもので、転用期間は許可の日から5か月間です。契約の内容は、使用貸借。施設の内容は、作業場、資材置場等用地の※※※※※※m<sup>2</sup>です。

次に、14ページをお開き願います。許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は、記載のとおりです。

5の用地選定の可否ですが、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域として利用すべき土地として定められた農用地ですが、農業振興地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものです。

6の申請目的の確実性ですが、工事計画は令和2年7月から令和2年11月までとなっており、全額自己資金により確保する計画で、金融機関から残高証明を添付されており、計画に見合う資金の裏づけがあることから、確実性はあるものと判断しました。

7の計画面積ですが、施設内の配置内容と事業計画の内容から、転用面積は妥当であると判断しました。

8の位置につきましては、周囲の状況は山林と道路、牧場となっておりますが、周辺農地の営農に支障がない計画であること、携帯電話無線基地局建設予定の隣接地であることから、位置的な問題はないと判断しました。

また、事業終了後の原状復旧措置について、農地復旧計画による農地に復元すると予定しておりますので、15ページに現況図、16ページに平面図をそれぞれ添付しております。

なお、現地確認は6月11日に工藤幸雄農業委員と農地利用最適化推進委員の川上富久委員にお願いして実施しており、両者からは問題ないとのこと意見を頂戴しております。

恐れ入りますが、5ページ目をお開き願います。審議番号4、こちらはさきに説明した審議番号3とほぼ同一の内容となっておりますので、一部省略して説明します。申請人の住所、氏名、譲受人は、審議番号3と同じですので、省略します。譲渡人、※※※※※※※※※※※※※※※※、※※※※※※。土地の表示、所在地番、地目、面積、※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※、台帳地目は畑で※※※※※※m<sup>2</sup>のうち※※※※※※m<sup>2</sup>です。耕作状況は、野菜類です。

転用の事由、携帯電話の無線基地局建設工事用の作業場及び資材置場等の一時転用で、事業終了後には農地に復旧するものです。転用期間は、許可の日から3か月間です。契約の内容は、使用貸借。施設の内訳は、作業場、資材置場等用地の計

※㎡です。

次に、17ページをお開き願います。許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は、記載のとおりです。

5の用地選定の当否ですが、申請地は岩泉町が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた農用地区域ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものです。

6の申請目的の確実性ですが、工事計画は令和2年7月から令和2年9月までとなっており、全額自己資金により確保するものとする計画で、金融機関からは残高証明が添付されており、計画に見合う資金の裏づけがあることから、確実性はあると判断しました。

7の計画面積ですが、施設内の配置内容と事業計画書の内容から、転用面積は妥当であると判断しました。

8の位置につきましては、周囲の状況は道路、山林、宅地となっておりますが、周辺農地の営農に支障がない計画であること、携帯電話無線基地局建設予定の隣接地であることから、位置的な問題はないと判断しました。

また、事業終了後の原状復旧措置につきまして、農地復旧計画書により農地に復元する予定であることを確認しております。

18ページに現況図、19ページに平面図をそれぞれ添付しております。

なお、現地確認は6月12日に合砂哲夫農業委員会長と農地利用最適化推進委員の川端光江委員にお願いして実施しており、両者からは問題ないとのご意見を頂戴しております。

恐れ入りますが、再度5ページをお開き願います。審議番号5、こちらもさきに説明した審議番号3、4とほぼ同一の内容となっておりますので、一部省略して説明します。申請人の住所、氏名、譲受人は、審議番号3、4と同じですので、省略します。譲渡人、※※※※※※※※※※※※※※、※※※。土地の表示、所在地番、地目、面積は、※※※※※※※※※※※※※※※※、畑、※㎡のうち※※㎡です。耕作状況は、牧草地です。

転用の事由、携帯電話の無線基地局工事用の作業場及び資材置場等の用地の一時転用で、事業終了後には農地に復旧するものです。転用期間は、許可の日から4か月です。契約の内容は、使用貸借。施設の内訳は、資材置場、通路等用地の計※㎡です。

次に、20ページ目をお開き願います。許可審査票です。1の申請人から4の転用目的は、記載のとおりです。

5の用地選定の当否ですが、申請地は農用地区域外で、転用期間も3年以内の一時転用であるので、許可できるものです。

6の申請目的の確実性ですが、工事計画は令和2年8月から令和2年11月までの4か月となっております。全額自己資金により確保する計画で、金融機関からの残

高証明が添付されております。計画に見合う資金の裏づけがあることから、確実性はあると判断しました。

7の計画面積ですが、施設内の配置内容と事業計画書の内容から、転用面積は妥当であると判断しました。

8の位置については、周囲の状況は道路と河川となっており、周辺農地の営農に支障がない計画であること、携帯電話無線基地局予定地の隣接地となっていることから、位置的な問題はないと判断しました。

また、事業終了後の原状復旧措置について、農地復旧計画書により農地に復元する予定であることを確認しております。

21ページに現況図、22ページに平面図をそれぞれ添付しております。

なお、現地確認については6月11日に早川ケン子農業委員と農地利用最適化推進委員の立花春男委員にお願いして実施しており、両者からは申請内容、営農計画は問題ないとのご意見を頂戴しております。

以上で議案第2号についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(ありませんの声)

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、三田地委員。

2番三田地委員 審議番号1について伺います。これは公文書として申請書が出されたのですが、7ページの現況図を見る場合に、非常に古い地図ではないかと、もう既にない方がこの図面に載っているのはほとんど見えるわけだ。やっぱり実際に近いような図面を使えば分かりやすいような気がするのですが、これからひとつそのようにお願いしたいと思います。やっぱり現況に合ったような図面をひとつ添付するように、よろしく申し上げます。

それから、1番ですが、転用面積と施設の内容面積が相当違うわけ、ということは農地以外の土地があるためにこういう大きな差が出たのか、その内容について説明をお願いします。

議 長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、説明させていただきます。

この転用面積と計画面積の違いですけれども、実際施設を建てる時には農地の裏の線路用地を造成して、そちらも公民館・消防署の屯所の建築に当てるとい

と聞いております。

なお、新しい施設が建った後には現在の施設を壊しまして、そこも駐車場等に使用すると聞いております。

そういうことから、この転用面積と計画面積が一致しないこととなっておりますので、説明不足で申し訳ございませんでしたが、そのようにご理解願います。

議 長 2番、三田地委員。

2番三田地委員 審議番号の3、普通は会社のがこれ研究所となっているのだが、できれば社長なり、所長なり、名前があれば、何か上げればまずいのか、なかなか珍しいケースだなと思ってね、分かったならば報告してもらいたいのだが。

議 長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 説明させていただきます。

これに載せたのが登記書ですね、登記書等もこういうふうな表示になっておりましたので、このように載せさせていただきました。

2番三田地委員 これは、何もこの議案としては問題がない。なかなかないのだよな。社長もいない。

八重樫副主幹 特に支障がないと判断しております。

2番三田地委員 はい、分かりました。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 なければ、質疑を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

---

◎その他

議 長 次に、その他であります。  
事務局の説明を求めます。

佐々木事務局長 事務局からでございます。次回の総会日程ですけれども、7月20日の月曜日、午前10時から分庁舎の第1会議室で開催を予定してございます。よろしくお願いいたします。

なお、次回の総会につきましては第1回となります。第1回ということで、町長の招集により開催されます。岩泉町農業委員会農業委員並びに農地利用最適化推進委員の委嘱状、辞令交付式、また総会終了後には広報に掲載する委員紹介の写真撮影を行いますので、男性の方はスーツにネクタイ、女性の方はそれに準ずる服装でのご出席をお願いしたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

議 長 事務局からは以上であります。委員の皆さんから何かございませんか。

(ありませんの声)

---

◎閉 会

議 長 なければ、第36回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時35分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年6月23日

岩泉町農業委員会長

署名委員 2番

署名委員 3番